

随意契約（相手方指定）調書

件名	学童クラブ利用児童帰宅時見守り確認業務委託	No.5200331
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	推定総額29,713,780円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複合契約

業者選定理由書

件 名	学童クラブ利用児童帰宅時見守り確認業務委託
指名業者 (案)	名 称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 東京都荒川区東尾久四丁目3 2 番7号 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	本件は、学童クラブ利用児童の帰宅時の安全確保のため、地域内巡回や見守り等の業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約を締結することができるとの規定がある。 ② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供することになる。 ③ 上記法人は、平成17年の事業開始から本件業務を受託しており、その履行状況は良好である。 以上のことから、上記法人を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約)